

[事案 2023-234] 手術給付金支払請求

・令和 6 年 5 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な対応を理由に、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

白内障により 2 回の水晶体再建術を受けたため、令和 4 年 11 月に契約した医療終身保険にもとづき手術給付金を請求したところ、白内障が責任開始期前に発症していたとして給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)眼鏡店で目の検査をしたところ眼科に行った方がいいと言われたため、令和 3 年 12 月に眼科で受診したが、契約締結の際、募集人に対して眼科に通院した経緯を伝えている。
- (2)自分の娘が友人から聞いたところによると、70 歳以上の加入者には契約時に親族の立合いもしくは電話連絡が必要であるということだが、契約時にはそのようなことがされていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の手術給付金の支払事由は、約款上「責任開始時以後に生じた疾病」を「直接の原因とする手術であること」と定められているところ、本手術の根拠となる両眼白内障については、その初診日が責任開始日より前の時点であり、約款の支払事由に該当しない。
- (2)募集人は、契約締結の際、申立人から、眼科に通院した経緯を聞いていない。仮に、申立人の主張を前提としても、告知書への記載はなく、募集人に対して口頭で告げたにすぎないことから、「その疾病の告知があった場合」には責任開始時以後の原因によるものとみなすとの約款の規定には該当せず、いずれにしても支払事由には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、白内障における通院状況や契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。